

平成24年第4回紀の川市議会定例会 第2日

平成24年12月 5日（木曜日） 開 議 午前 9時28分
延 会 午前10時54分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
6番 阪中晃	7番 松本哲茂	8番 上野健
9番 杉原勲	10番 高田英亮	11番 寺西健次
12番 堂脇光弘	13番 田代範義	14番 石井仁
15番 森田幾久	16番 井沼武彦	17番 今西敏文
18番 竹村広明	19番 岡田勉	20番 坂本康隆
21番 大森道夫	22番 亀岡雅文	23番 村垣正造
24番 西川泰弘		

○欠席議員（2名）

3番 原延治 5番 吉田隆三郎

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育委員会委員長	佐野一男	教育長	松下裕
教育部長	西田好宏	総務部財政課長	森本浩行

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、3番 原 延治君より所用のため、本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、11番 寺西健次君の一般質問を許可します。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

はじめに、本庁舎の建設が順調に進みまして、来年度、いわゆる平成25年1月4日より本庁舎にて業務開始となり、この議場での議会が今回で最後となります。そこで有終の美を飾るべく、さらなる活発なる議論の展開を望みます。

さて、今回は防災減災対策についてでありますけども、新市紀の川市発足以来、中村市長を先頭に市民の命を守るべく、安全安心なまちづくりを掲げて政策を展開してまいりました。しかしながら、昨年の東日本大震災や、また、今年8月に公表された南海トラフの巨大地震の発生の予想などによりまして、まだまだ日ごろの備えの必要性を感じるころであります。

さて、この南海トラフの巨大地震についてでありますけども、その実態はどうなっているのか、また、よく南海・東南海、三連動ということで研究が行われていますが、それと比べてどうなのか。また被害想定はどうなのか。それから、紀の川市としての対策をお伺いしたいと思います。

次に、これらのことを踏まえまして、ため池や橋、学校施設の安全化対策についてお伺いをしたいと思います。

まず、ため池でありますけども、ため池については大雨被害も含みますけども、ため池の安全性については、今まで多くの議員があらゆる機会を通じまして安全性を指摘したところでもありますけども、大変残念なことに昨年の9月に旧那賀町の愛宕池の堤防が決壊して、その中の水が一気に崩れおちました。幸い、民家への被害がなくてよかったのでありますけども、よくよく原因を究明をいたしまして、そして十分なる検証をして再発防止に

努めるべきであると考えますが、答弁を求めます。

次に、橋の安全性についてであります。つい先日の中央自動車道トンネル事故で老朽化とともに経年劣化という言葉が聞かれるようになりました。一般的にコンクリートの耐用年数は50年といわれておりますけれども、50年を過ぎれば劣化が進むといわれております。早目に修繕や補強をすることによりまして、耐用年数を延ばして長寿命化を進めて、大幅なコスト縮減を図っていくべきというのが、これからの政策の主体になると思うわけでありまして、やはりその前に主要な橋の耐震診断や点検が求められますが、それらの実施状況と今後の対策についてお伺いしたいと思います。

次に、学校施設の安全性についてでありますけれども、学校施設については学校施設の耐震化工事については以前より進めているところでありますけれども、まず耐震工事の現状と今後の対策をお伺いしたいと思います。

次に、学校施設の老朽化についてでありますけれども、築20年を経過いたしますと雨漏りや外壁の落下、あるいは配管の損傷などが発生するといわれております。そこで、紀の川市内の学校施設の老朽化の実態について、築20年以上、20年以下の割合、あるいは20年から50年、そして50年以上の割合はどうなっているのか、まずはお伺いしたいと思います。

1回目は以上でございます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。それでは寺西議員の御質問、今年8月29日に公表されました南海トラフの巨大地震についてお答えさせていただきます。

南海トラフとは、静岡県御前崎の沖合70キロメートルから四国の南方約100から150キロメートルの海底に伸びる長さ約700キロメートル、水深4,000メートル級の溝のことで、海側のフィリピン側プレートが陸側のユーラシアプレートに沈み込んでいる場所で、南海地震のあとのプレート境界型の巨大地震が100年から150年間隔で繰り返し発生しています。

東日本大震災の教訓を受けまして、この8月に内閣府から南海トラフの巨大地震による想定すべき最大クラスの地震による震度分布、津波高、津波到達時間、想定浸水区域及び被害想定が公表されました。今回、推計された地震は発生時期の予測ができませんが、発生頻度は極めて低く、また南海トラフで次に起こる地震を予測したものではないとされております。

推計の結果は、地震の規模はマグニチュード9.0で、被害は最大で家屋の全壊及び焼失が238万2,000棟、死者約32万3,000人で、和歌山県内の死者数は津波による死者7万2,000人を含め、最大約8万人となっています。家屋の全壊、焼失が約190万棟で、このうち津波によるものは4万8,000棟です。紀の川市では、想定震

度が平成18年度の想定震度6弱から今回は6強になっております。

今回の被害想定は、広域的な防災対策を検討するため、機械的に行ったものであり、今後、地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討が必要であると報告されております。現在、和歌山県が市町村ごとの被害想定作業を行っており、本年度末ごろには完了する予定です。

市の地域防災計画には、県の被害想定による避難者数等を計算しておりますので、県の被害想定が出された時点で見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうからため池に関する御質問にお答えをします。

まず、昨年の台風12号豪雨により、予想もしなかった愛宕池の堤体が決壊し、また近い将来、発生の確率が高まっている東南海、南海地震への対応を考えたとき、市内に点在するため池の下流には新興住宅なども数多く存在することから、ため池の管理及び改修の重要性を再確認したところでございます。

さて、愛宕池の決壊の検証についてですが、愛宕池は紀の川市地域防災計画の警戒を要するため池及び和歌山県重要水防箇所には位置づけられているものの、改修が必要との状況ではありませんでした。決壊した昨年9月3日21時から9月4日2時ごろまでは時間雨量20ミリを超える集中豪雨となり、洪水吐けからかなりの水量を流出する状況でありましたが、堤体の天端を越流した形跡はなく、東側の斜面より堤体天端付近に多量の流水が集中し、これにより堤体が弱くなった下流斜面が滑りをおこし、決壊したものと検証してございます。

こうした実態を踏まえて、市内にため池786カ所ある中、管理者の方々には改めてため池本体だけでなくため池点検マニュアルを参考に、特に水の集まるような箇所がないかなど周辺環境の見回り点検の強化もお願いし、安全性の確立を呼びかけているところでございます。

市としましては、従来から危険ため池改修事業を重点施策と位置づけ、予算枠の拡大にも努め、今日まで積極的に取り組んでまいりました。また、事業実施に当たっては御存じのように多額の地元負担も伴いますが、極力負担額が軽減できるよう、国・県の採択事業に組み入れ、また工法についても地元水利組合や地元区とも十分協議を図りながら行っており、平成23年度以降で事業実施及び事業着手の取り組みを進めている箇所数は、県直轄事業、国・県の補助事業などを合わせますと23池となっております。さらに、農地・水向上活動支援事業や市単独補助事業において、地元農家など地域の皆様が実施する改修事業への支援を行い、地元関係者と一体となってため池の安全化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから寺西議員の橋梁に関する御質問にお答えいたします。

まず、市内の橋梁の耐震に関する対策でございますが、緊急輸送道路に指定されました国道24号、国道424号、県道和歌山橋本線、県道岩出野上線上にある15m以上の橋梁19橋のうち、15橋につきましては耐震補強工事が完了し、残りの4橋につきましては、今現在実施中、もしくはバイパス事業で計画中和聞いてございます。

また、長寿命化修繕に関する対策でございますが、橋梁の維持管理費について将来的な財政負担の軽減と交通の安全を確保するため、従来の大規模修繕やかけかえを行う対症療法型から、損傷が大きくなる前に修繕を行うという予防保全型への政策転換をするために長寿命化計画を策定し、計画的に修繕工事を実施しているところでございます。

紀の川市では、2m以上の橋梁739橋、全ての点検を終了しており、現在、長寿命化修繕計画の対象である10m以上の主要な橋梁、156橋のうち、先ほど議員も申されました50年以上の橋梁につきましては、35橋となっております。

長寿命化修繕計画に基づく修繕の状況でございますが、迂回路がないとか、また集落間を結ぶ幹線道路である、桁下に鉄道や道路がある、また主要道路へのアクセス路線で近隣に重要な施設がある等の重要度を勘案の上に、緊急度の高い橋梁から優先的に昨年度から本年度まで6橋の修繕事業に取り組んでいるところでございます。

なお、県の管理道路では緊急輸送道路を含めまして14橋が完了し、あと残り4橋が事業中ということでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 寺西議員の学校施設の耐震化対策と老朽化対策ということで、答弁させていただきます。

はじめに、学校施設の耐震化につきましては、教育部の重点事業として計画の前倒しも行いながら目下取り組んでいるところでございます。平成24年度末の耐震化率は79.6%になる見込みで、引き続き平成27年度末までの完了を目指し、現在、取り組んでいるところでございます。

次に老朽化対策の御質問ですが、紀の川市内の小・中学校には、現在、93棟の校舎がございまして、議員御質問では20年と50年の棟数の御質問をいただいておりますが、手持ちの資料では築30年以上の建物につきましては全体の65.6%、61棟でございます。また、築50年を超えている建物につきましては7棟、全体の7.5%になっているところでございます。

建物の構造部材につきましては、老朽化した建物であっても、現在行っている耐震改修工事により補強されます。また、近年は耐震改修工事を実施するに当たり、外壁塗装や屋上防水など老朽化の進んでいるところはこれらの改修工事も合わせて行っており、校舎の

長寿命化にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 先ほど、1回目の私の答弁の中で家屋の全壊・焼失を約190万棟と申し上げましたが、19万棟の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） 答弁をいただきました。

そういう中で、南海トラフについてですけれども、巨大地震ということで大変関心を集めておりました、特に紀の川市は余り関係ないんですけど、津波が起こるというところについては毎日のように防災の行事が行われ、災害に備えてるという状況でございます。そういうことで、この南海トラフの頻度について、いわゆる果たしていつごろ起こるのかというのが最大の関心事でありまして、そこら辺、公表される、あるいはわかっている時点でお伺いをしたいなと思います。

次にため池についてでございますけれども、786カ所ありますということでございますけれども、しかしながら、ため池の下流には多くの民家もございまして、堤防が決壊するとかなりの被害が出るのではないかとということで。紀の川市は海の津波の心配はないですけれども、ため池の上から落ちてくるような水の心配をもっと知っていくべきだと思います。そういうことで、今後の安全性への取り組みについてももう少し強力にしていくべきだと思うんですけども、再度お伺いしたいと思います。

それから橋、学校については老朽化対策ということで、今後やっぱり考えていかなければならないということでございます。そういう中において、橋の老朽化については点検を数多くして、特に裏まできちっと点検をして、そして計画的に改良をして、早目に改良工事をして、安くしながら長寿命化を図るということが大事だと思うんですけども、そこら辺、建設部の考え方、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

それから学校施設についても老朽化ということで、特に今言われてるのは30年ぐらいのときに一旦改修工事をして、そして50年か60年ぐらいの学校施設を70年か80年ぐらいまで長寿命化をして、コストを安くするというようなことで言われております。そういうことで、教育部としての老朽化対策についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、内閣府が発表したような巨大地震は、先ほど申し上げましたとおり、発生頻度は極めて低いということでございます。東南海、南海地震の発生頻度につきましては南海トラフ沿いの地域では100年から150年の周期で大規模な地震が発生し、今後30年以内の発生確率が南海地震につきましては60%程度、東南海地震については70%

程度、東海地震は88%とされております。

過去のこの震源域で発生した地震は、1605年の慶長地震、1707年の宝永地震、これは東海、東南海、南海地震が同時に発生していたとみられております。1854年には安政の東海地震が発生し、その32時間後に南海地震が連続発生しています。1944年、昭和19年に発生しました昭和の東南海地震は、その2年後の1946年、昭和21年に南海地震が連続して発生しております。いずれの地震も規模はマグニチュード8クラスで、非常に大きな被害をもたらしています。

昭和の南海地震が発生して既に70年近く経過し、大規模地震が発生する確率は高まっております。地方公共団体として最大クラスの地震に対し、被害を減ずるためにより実践的な防災訓練の実施や自主防災組織の設立など、防災意識の向上と防災力の充実・強化に努めていきたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、再質問の今後のため池の安全化への取り組みについて、お答えいたします。

ため池の点検調査を平成16年度に耐震調査、平成17年度におきましては緊急点検を、いずれも和歌山県が主体となり、紀の川市も全面的に協力し、特に危険性が高いと想定されるため池を中心に実施してございます。平成24年度においても目視ではありますが、県と市が共同で316カ所のため池点検を実施してございます。この調査結果に基づき、大規模地震及び台風及び集中豪雨などによる被害の発生を未然に防ぐべく、新たなため池改修加速化計画を県が策定する予定となっております。

この計画の考え方は、従来の整備水準、フル改修は前提とするものの、地元の意向や考え方を踏まえ、三者共通理解のもと、部分改修や必要でないため池の廃止、受益面積の減少に応じた貯水能力とするなど、地域の実情に合った対策も取り入れ、整備コストの縮減や費用負担の軽減を図るものとなっております。いずれにいたしましても、この計画に基づき実施されましたら、事業枠の拡充も期待できることから、地元協議を踏まえた上で事業採択への積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

また、現在、紀の川市地域防災計画の警戒を要するため池として108カ所の指定を行っておりますが、指定をしていないため池についても調査結果に基づき、再度、県と協議、検討を行い、ため池改修計画を作成するなど、より一層安全対策推進に取り組んでまいりたいと考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） それでは、先ほど寺西議員から御質問いただきました橋梁の点検につきましては、紀の川市は和歌山県の中でもいち早く橋梁点検に取り組みまして、先ほどお答えいたしましたように、全ての紀の川市内にある2m以上の橋梁739橋、全て1回は点検をしてございます。その中で、この橋梁点検は施策で終わるわけで

ないんですけども、5年に一度、再度再度の点検を繰り返していくという形になってございますので、それは今年からあと1回まわった中で、再度点検に入るという状況になってございます。

長寿命化の修繕計画に基づく状況の中で、1つでも2つでも修繕を進めていきたい、そういう気持ちは私どもも十分持っているところでございますけれども。修繕計画の中で追加の補助金、それといただく分においても国からいただけるのは半分で、残りの半分近くは市の財産の持ち出しということになりますので、今後、財政状況等々を勘案の上に対応してまいりたいと考えてございます。

なるべく、1つでも2つでもという気持ちは十分持ってございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 寺西議員の、校舎の長寿命化のため大規模改修を計画的に取り組んではどうかという御質問をいただいたんですが、紀の川市でも築30年を超えている建物は6割を超えています。そのうち、大規模改修を行っているのが21.3%、13棟となっており、今後、継続的な大規模改修が課題となっているところでございます。

紀の川市では現在、耐震補強に全力を尽くしているところであり、また文部科学省も校舎の長寿命化を進めるとともに財政支援の方針を打ち出しておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問はありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） それでは3回目となりました。市長にお伺いをしたいと思います。

平成20年10月に紀の川市から発行されました「紀の川市財政計画」というのがございまして、これは平成20年から平成27年度にかけての財政計画でございます。この中に、主要事業ということでさまざまな事業が掲載されておまして、その中に学校の改修について書かれております。ちょっと読まさせていただきたいと思っております。

まず、安楽川小学校改修が平成20年から21年、それから名手小学校改修が平成20年から21年、打田中学校の改修が平成21年から23年、粉河中学校の改修が平成23年から25年ということで、金額はともかくとして、年次的には極めて計画どおりに建設をされております。

その最後のところに平成25年から27年、竜門小学校改築ということが書かれておまして、竜門小学校につきましては、先ほど答弁いただきました50年以上の7棟の中に入っているということで、昭和31年に竜門小学校が建設されまして、今56年が経過をしております。その間に改修工事が1回も行われておりませんので、老朽化が進んでおり

まして、そして耐震工事もまだ行われておらないということでございます。雨漏りも発生しております、床も落ち込んでという状況でございます、平成19年には校舎改築に向けての竜門地区全体の署名運動を展開いたしまして、地区の区長あるいは学校の役員とともに陳情を行っております。その中で、地域住民が校舎改築に向けての大変な期待をしているところでございまして、最後に市長に竜門小学校の今後の建設についてのお伺いをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 寺西議員の平成20年の財政計画の中での御質問、竜門小学校を改築することになっておるが、その進め、計画どおりに進められるのかという御質問であったかと思えます。

竜門小学校については、今、寺西議員が言われたように築50年を超えた棟が2棟あると。また、30年を超えているのも2棟あるということの中で、今まで何も補強等されていない。本来なら、粉河町時代に少しやっていただいていたらなと。これも色々あるわけですが、されていないのは仕方ないわけで。今後、十分、学校の補強等であれば、また耐震の検査もやっておりますけれども、危険とかそういうことでなければ、当然、市教育委員会として方法を考え、そして議会の了解を得てやらしていただくわけでありましたが、敷地等の移転の問題とかいろいろな部分につきましては、十分慎重にやることが望まれておりました、御存じのとおりであります。

そういうことで、平成25年改築に向けては必ずやらしていただくということのみにとどめたいと思えますので、今後の地元なり、また議会の協力を得ながらいい方向に進めていけるようにしたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、寺西健次君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、4番 川原一泰君の一般質問を許可します。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） おはようございます。ただいま、議長のほうからお許しをいただきましたので、質問を行いたいと思えます。私のきょうの質問については、旧粉河町の竜門地区に対する簡易水道、上水道の問題でございます。

紀の川市の中でまだ簡易水道なり、上水道を敷かれていない地域、これについては旧那賀町の中尾地区、名手上地区の一部、そして旧粉河町の竜門地区と鞆淵地区、さらに旧桃山町の細野地区、こういった地域がまだ敷かれていない状況でございます。旧粉河町の鞆淵地区に対しましては、中村市長の決断によりまして簡易水道が敷かれる方向になってきてございます。この市長の英断に対しまして、私からも敬意を表したいと存じます。

旧紀の川市の簡易水道、上水道の問題については、平成21年の12月定例会において同士の井沼議員のほうからも関連質問が行われておりますし、そしてまた平成23年の9

月の定例会において同士の吉田議員からもこの間に質問が行われてございます。さらにまた、竜門出身でございます今西議員のほうから平成22年の12月に竜門地区の上水道の問題について質問されてございます。そのときの議事録を活字にしたものを、きょう、ここに持ってきてございますので、これを全部読み上げますと非常に時間がかかりますので質問、答弁に対しては抜粋をさせていただいて、そして読み上げさせていただいて、その後水道部長のほうから御答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

読み上げさせていただきます。

まず、今西議員が質問された内容でございますが「簡易水道を含め、市では94.5%と上水道の普及となっておりますけれども、私たちの竜門地区では簡易水道が一部、新しい住民という形の中でそこで普及しておりますけれども、それを入れても28.7%の普及率と、大変、市の中でも極端に低い地域であります。その中で、今までですとこの地区ですと私たちには紀ノ川がありまして、その伏流水を利用した中で飲料供給施設や竜門山の湧水を利用した施設もあり、個人の井戸というふうに頼っておりますけれども、今後、紀ノ川も汚染されているといいますので、そういうのを大変心配しております。その中に私ども竜門につきましては小学校なり保育園もあり、そういう面では大変心配しております。そういうことで、市として上水道の一部取り残されております私どもの竜門地区についてのお考えはどうなっているのかお聞きをしたい。」ということで、その当時、質問されてございます。

そして、その当時の金沢水道部長だったと思うんですが、部長の答弁は「現在、紀の川市内は旧粉河町の竜門地区、同じく鞆淵地区、旧那賀町の中尾地区、旧桃山町の細野地区の4地区において、1,900人余りの水道の施設のない水道未普及地域がございます。この未普及地域では地元管理の飲料水供給施設、あるいは個人または共同で井戸水や谷水等を利用しているのが現状でございます。また、地元管理の飲料水供給施設や谷水の利用については施設の老朽化が進んでいるもの、水源の遠いもの等の維持管理に困っている施設が多いように聞いております。そのような中、安全で安心な水道水の供給を望まれている多くの市民がおられることは認識をさせていただきます。今後も、受益者の要望の度合い、高い加入率や投資効果等もかんがみ、未普及地域の解消に向け、関係部署と協議の上、調査検討を行ってまいりたいと考えております。」ということで答弁されてございます。

さらに市長の答弁でございますが「今の状況には消火栓も水道におけば消火栓もままらない状況の中で、また水の汚れ等々をみたときに、上水道に加入をしてやっていくことのほうが大事ではないかという地域の皆さん方と市とが一体となってこの問題を考えていかなきゃならない。市だけが取り上げて地域がそれを受け入れていただければならない。市全体の水道、簡易水道並びに上水道も一本化していこうという状況の中ですから、私は区長さんをはじめ、地元の役員さん等々とこれからの問題について十分相談をさせていただきながら、早急に考えていかなきゃならない問題であると思ってる。」とこのよう

に答弁されてございます。

この答弁をされたあと、今日までどのような調査をして、どのような進展があったのかどうか、もし進展をしていないのであれば、具体的にどういう形を取っていけばそうした簡易水道、上水道をひくためにどういう具体的な方法を取っていけばやっていただけるのか。そういう具体的な中身を、また進ちょく状況を含めて御答弁いただけたらと思ってございますので、今井部長のほうから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） おはようございます。川原議員の竜門地区の上水道についての御質問にお答えいたします。

飲料水は生活の上で最も重要なライフラインであり、市といたしましても水道未普及地の解消は大変重要な課題であるということで、取り組んでいるところでございます。

議員御質問の竜門地区につきましては、荒見簡易水道区域以外の区域は水道未普及地となっており、平成22年12月議会において一般質問をいただきまして、地元受益者の要望の度合い、高い加入率や投資効果等もかんがみ、解消に向け関係部署と協議の上、調査検討を行ってまいりたいとお答えをさせていただいております。

水道事業を計画する場合、加入者数や希望される家庭の位置等、ある程度確定していただかないと事業計画ができないこと、また水道加入金や本管からの引き込み工事費等、個人に御負担いただく額が大変高額になり、多額の事業費をかけ行政主導で事業を進めても、加入者が少なれば事業効果が出ないことも考えられ、地元区長さんや水道推進委員さん等を中心に加入の意思を取りまとめいただいた上、市に要望をいただき、加入率等をお聞かせいただいた上で事業手法や事業効果や財源等を調査検討を行い、議会の皆様とも御相談させていただきながら、進めていかなければならない事業だと考えてございます。

御質問の竜門地区は7地区から構成されており、その合計世帯数は平成24年3月末の住民基本台帳では879世帯で、そのうち荒見簡易水道加入世帯は304世帯であり、単純予測いたしますと、その差575世帯が地元管理の飲料水供給施設や井戸等で生活していると思われま。

今までもこの竜門地区の関係者の方から、お問い合わせや個人的な御意見、御要望等、何度かお聞きしておりますが、その都度、先ほど御答弁申し上げました事業の進め方を説明させていただき、区長さんを中心に、あるいは推進委員会等を立ち上げ、竜門地区全体の問題として取り組んでいただき、地域がまとまり、市に対し要望をいただくことが重要であると説明をさせていただいておりますが、現在、本地域からの要望等はお受けしておらず、事業が進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） 今、今井部長のほうから御答弁をいただきましたが、結局、進んでいないということでございます。この問題については、やはり優秀な竜門地区から出てきておられます今西議員、寺西議員にしっかり取り組んでいただくのが筋だと思います。ただ、きょう、私がこうしてしゃしゃり出ましたことにつきましては御容赦賜りたいと思うわけでございます。

今、この竜門地区については、紀の川市の伏流水も非常に水質が悪くなってきているという状況、これに対して打ち抜きの井戸を持って生活用水として使われている方もたくさんおられるわけでございますが、この方々も非常に困っているという状況。そしてまた、竜門小学校、そしてまた竜門保育園があるわけでございますが、小学校についてはできるだけ子どもさんたちに家からお茶を持ってくるようにという指導をされておると。保育園についても、絶対に沸騰させたものでなかったら園児には与えないというスタンスをとっておられるように聞いてございます。

この両学校ともに紀の川市内のほかの小学校、保育園と同じように夏場、外で生徒さんたちが運動をして、めい一杯、喉を乾かして校舎へ入って来たときに、水道の栓をひねって安心して水が飲めるような環境を整えてほしいという父兄の方々も、また地域の方々もこの思いというのは一緒だと私も思うわけでございます。さらにまた、竜門山の谷川の水を一つの貯水池に引いてまいりまして、そしてその貯水池から何軒かに配管をして、そしてその水を生活用水として使われている。こういったグループの方々も幾つかあるように聞いてございます。

この水におきましても、強い雨が降りますと濁りがなかなか取れにくい。そして最近、特にタヌキ、アライグマ、イノブタ、こういった野生動物の繁殖が非常に多くあって、そうした野生動物のふん尿の問題、さらに夏場の水をためてそこから配管で引っ張ってくる水ために対して、野生動物が水浴びをするという流れの中で、非常に水の水質も悪くなってきているということも聞いてございます。こういったもろもろのことを考えるときに、竜門地域の方々も、今は簡易水道、上水道をまだ引かれていない地域の方々は皆一緒だと思うんですが、一日も早く安心して飲める生活用水と使える水が欲しいという思いは全て一緒だと思います。

先ほどから、部長のお話を聞かさせていただきますと、その地域からしっかりと状況を把握して、地域全体の要望として挙げてこなければ前へ進まないという答弁だったかのようには聞こえますが。ここでいま一度確認をさせていただきたいわけでございますが、この竜門地区に7つの字があります。各区長さんを中心にして、そしてこの施設を引くべく推進委員会等立ち上げて、そして今の実態というものをしっかり把握した上で、いろんな細かい状況も調べ上げて、竜門全体の要望として市のほうに出してきた場合に、しっかりと具体的に取り組むべく対応をしてやっていただけるのかどうか、この再質問の中で部長さんにお答えいただいて、議長にお願いですが、再々質問の中で市長さんにこれに対する見解をお聞かせいただけたらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（自席） それでは、川原議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域の皆様方の水道の必要性、十分、我々も理解はしておるところでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、個人に御負担いただく額というのが大変高額になり、事業効果の問題もあることから、市側から事業実施に対し地元へ働きかけというのを行ったことは今までにもなく、地元の要望に基づき、内容等をお聞かせいただいた上で、事業手法等の検討をさせていただいております。

水道事業は、多額の事業費と長期にわたる大事業になります。地域の皆様方のまとまりや熱意、また協力がなければ進まない事業だと考えてございます。竜門地区全体がまとまり、区長さんや役員さんから事業についての説明を聞きたいという申し出があるとなれば、説明をさせていただきますし、市に対し要望があれば、先ほど御答弁申し上げましたように、市として調査検討を進めていかなければならない問題だと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） いいですか。再々質問は市長に直接いいですか。

〔川原議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の竜門地区の水の問題、前々から今西議員からも御質問ございまして、何回か答弁させていただいてるというのがあるわけです。

上水道の引けない山間地域ということではなしに、この地区はほとんどが打ち込めば水が出るような地域であったと思います。そんなときに、粉河町の上水道のときにはこの話は竜門地区にあったのかどうか、そんなん引いてもらいでも水は幾らでもあるよということであったんかどうか。

例をあげますと、貴志川にもそんな地域がございまして、長い間、上水道に加入していただいております。しかし、やはり安全安心等の、また消火栓等々を考えていく中で、将来にわたってはやっぱり上水道に加入してもらいたいということで貴志川全戸が上水道の加入地域になってございます。

それを市から呼びかけて上水道をひきませんか、もちろんこないだも、せんだって100万余りの貯水タンクが必要であるというやりかえ等々の中で、陳情がございました。いっそ上水道に切りかえていったらどうやと。というのは、水を上げなきゃならない上のほうで住まわってる皆さん方の陳情でありまして、下流地域でほとんど住まわってる方は今のままだも水がただで飲めるような状況で長年こられてる中で、なかなか10戸50戸ある中で、何とか安全安心な水にしていくためには、地域あげて上水道の事業に参加し、それを我々が運動展開をしていこうじゃないかという兆しが見えない。

私も竜門地区で区長さん方やいろいろな方とお話をし、上水道の水の問題もいろいろ話

を都度都度させていただいた経緯もございますが、まだその動きが細野や鞆淵の皆さん方は何とかしてという頑張りを見せていただいておりますけれども、竜門地区にはその兆しがないということで、寺西議員や今西議員が地元であり、また、きょう御質問の川原議員も粉河の住民であります。

長年の粉河の水問題の経緯といいますか流れの中で、現在の竜門地区が水道を敷かれていないその経緯も十分御理解をいただいておりますが、安全安心な保育所、小学校もある中で、これは保健所を通じて水質検査は十分されておるわけでありまして、一般家庭の皆さん方も年に何回か保健所で水質検査をしていただくようにお勧めをするわけですが、これらも含んだ中で、市はいつでも前向きに進めをしていくつもりはございますし、ぜひともやってもらいたいという気持であることを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、1番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、寺西議員からもありましたように、この議場で最後の一般質問ということで、平成8年、打田町議会議員となってこの部屋に入って以来、これ以外の議場を知らないのがあります。また、あす残り打田地区の二人も一般質問に立つということで、この議場に最後のお別れをするという形で質問させていただきたいと思っております。

内容につきましては、竜門地区のことではないので大変恐縮なんですけれども、合併特例の終了が平成27年、その後5年で約28億円もの歳入が減るといわれております。今年の夏、サマーレビューということで歳出の見直しが始まったと聞いております。歳出の抑制も大変大事なことです。歳入の確保、自主財源の確保も大事ではないかと考えます。

そこで、平成23年度の一般会計を見てみると、決算で収入未済額の総額は5億4,863万円余り、不納欠損額は総額8,847万円余りとなっております。また、特別会計では収入未済額9億6,164万円余り、不納欠損額は5,586万円余りとなっております。あと水道企業会計などでも同様に発生をしております。紀の川市の債権はさまざまありますが、市税に代表される公債権、住宅の家賃などの民法が適用される司法上の債権、私債権に分けられ、また公債権は強制徴収が可能な公債権と強制徴収ができない公債権に分けることができると思っております。それらの分類はどうなっていますか。

公債権である市税、国保税については、先日、新聞にも載っていましたが、市収税課や和歌山地方地方税回収機構の努力により、監査委員の審査意見書にもあるように収入未済額は大きく減ってきています。市税や国保税以外の滞納の解消には担当各課で努力されると思いますが、どのようにされていますか。特に保育分野、住宅分野、水道料金はどの

ようにしていますか。現在の滞納徴収の方法をお聞かせください。

平成23年度の一般会計では、税以外の収入未済額が約6,500万円と税に比べてそんなに多くないように感じるかもしれませんが、公平性の確保の観点からみても放っておくことはできないものです。ほとんどの住民が苦しくても払っています。また、滞納者の帳簿の管理はどうされていますか。俗に言う時効が成立したその後についてはどうしていますか。

1回目の質問とします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 榎本議員の債権の分類についての御質問にお答えさせていただきます。議員の御質問と重なるところもあるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

地方公共団体の債権は、発生原因により公債権と私債権に分類され、例えば市民税、国民健康保険税は地方税法に基づく行政処分により発生しますので、公債権に分類されます。介護保険料、保育料、下水道使用料なども公債権として分類されます。さらに滞納処分の有無により、議員おっしゃりますように公債権には、強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに分類されます。強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定により、市が滞納債権について地方税法の例による滞納処分、例えば給与、預貯金、不動産等の差し押さえや担保権の実行等を行える債権で、市民税や国民健康保険税はもちろんのこと、介護保険料、保育料、下水道使用料などが該当いたします。

また、非強制徴収公債権は、別の法令に根拠規定がないため、滞納処分が行えない債権で、例えば戸籍の手数料、公民館使用料、生活保護法による返還金などがございます。

私債権というのは、例えば住宅新築資金貸付金、水道使用料などは民法等の規定が適用されますので、公債権とは性質が異なります。

このように市の債権は大きく3つに分類され、それぞれ適用する法令が異なり、債権管理の方法も異なってまいります。

公債権と私債権とをきちんと区別することは、債権をきちんと回収することにつながります。行政は市民の方から収納いただいたお金で運用をしており、決して無駄には使うことはできませんし、1円でも債権を放棄しようとするれば議会で議決を受ける必要がありますので、安易に債権を放棄できるものではありません。

次に、公債権と私債権の違いですが、1つは消滅時効の期間が違うということがございます。私債権であれば民法の適用を受けるため、原則として10年ということになりますが、2年という短期消滅時効というのもございます。また、市民税であれば5年が経過すれば不納欠損で処理をするということになりますが、水道使用料のような私債権であれば相手方が時効を援用しない限り、債権は消滅しないということになります。

2つ目の違いとして、公債権の場合は督促によって時効は中断しますが、民法上の私債権は請求、差し押さえなどの手続をとらないと時効は中断しないということがございます。

したがって、市の債権はその種類によって管理の仕方や時効期間、また時効を迎えたときの取り扱いなどが違ってきますので、債権を分類することは大変重要なことかと思えます。

なお、市の主な歳入となる市税、保育料、水道使用料などの収納管理等については、地方自治法だけではなく、他の法令を根拠にそれぞれの担当課が行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） おはようございます。それでは、未収金、不納欠損についての御質問の中で、保育料の滞納について、私のほうから御答弁申し上げたいと思えます。

保育料の未収金につきましては、事前に保護者の方に保育料の未納通知書というのを送付し、納付を促した後に納付いただけない方に対しまして、過年度分を中心に毎年3回、5月、8月、1月に夜間徴収を実施しております。

方法といたしましては、まず突然お伺いするというんじゃなしに、先にお電話等で保護者と連絡をとって、その段階で納付いただける方も結構多いのでございますが、それでもなかなか納付いただけない方につきましては、担当の職員と保育所の所長と二人1組で夜間徴収を行っております。それでも納付に応じていただけない保護者につきましては、納付指導という形で保護者の方に役所のほうに来ていただく。そしてそこでお話しさせていただいて、納付計画を立てていただいたり、あるいはいついつまでに支払いますよといった納付誓約をいただいたりしております。

また、現年度分の納付がおくれているものにつきましては、保護者の方に各保育所の所長さんから直接督促状を毎月お渡しするという形で、現場のほうでやったほうが効果があるということで、合併後、特に力を入れて取り組んでいるところでございます。

これからも現年度の納付率を上げることが何よりと思えますので、未収金を発生させないように、早いうちに対応してまいりたいと思っております。

また、帳簿の管理等々につきましては、基幹システムで未納者リストが管理されておまして、督促状も毎月出したいときに出せるようになっております。また、不納欠損につきましても先ほど総務部長からお話もありましたが、税や住宅家賃と同様、財務規則の第46条の規定に基づき処理させていただいております。

それから、先ほど御質問にあった時効の問題もありますが、時効が成立して後も台帳というのは管理しております。ただ、その後不納欠損、すなわち債権放棄したのちに徴収台帳は一応は抹消いたしますが、不納欠損した書類等々については、書面上で年度ごとにファイルで保管しているということでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから市営住宅の使用料の回収方

法及び帳簿の管理につきましての御質問にお答えさせていただきます。

市営住宅は、低所得で住宅に困窮している方々に貸し付ける住宅でございます。所得の上限設定は規定されてございますけれども、下限はないため収入が低い方々が大半でございます。収納、特に過年度分につきましては困難をきわめている状況でございます。現年度分は口座振替を推進しまして、約70%、窓口納入を中心に納入も一部でございます。生活保護住宅扶助費からの引きさり納入も10%程度でございます。過年度分につきましては、訪問指導、また招致状により呼び出し指導し、現年度分プラス過年度分の計画納付を納付誓約書の締結により行ってございます。それによって時効の中断、延期をして回収してございます。滞った場合には職員が電話連絡等により催促いたしまして、夜間徴収も実施して、収納率向上に努めているところでございます。

次に、帳簿の管理のシステムにつきましては、合併前、各町からの使用料のほか徴収システムを統一したシステムに移行しまして、帳簿ではなくて基幹系システムによって管理してございます。収納簿等帳簿は随時印刷することで対応してございます。

財務規則第46条の規定による不納欠損につきましては、欠損処分の金額、また理由を明記した調書によりまして決済をいただき、年度末に調停処理、徴収簿整理を行い、不納欠損処分調書を年度ごとに文書化して、事務室において保管管理してございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、榎本議員の御質問のうち、水道企業会計にかかる未収金の回収方法と帳簿の管理についてお答えさせていただきます。

水道使用料における未収金につきましては、負担の公平性や事業の安定運営の面から大変重要な課題と考えており、水道部では毎月督促を行うとともに、例年一定期間を設けまして、水道部全体で電話による催促や訪問による徴収を行い、未収金の回収に努めているところでございます。

次に、帳簿の管理についてお答えさせていただきます。

滞納状況は日々変化をいたしますもので、現在導入しております水道料金システムにより、賦課・収納・未収金等一元的に管理を行うとともに、電話や訪問等で取りつけました約束等の内容につきましても、その都度システムに入力をし、いつでも直近の情報を確認することができるよう管理を行っております。また、例年3月末をもって5年を経過した料金につきましては、不納欠損処理を行っており、資料等は水道総務課のほうで保管を行っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） 御答弁ありがとうございます。担当各課とも非常に努力をされているなと思っております。

しかし、一向に払っていただけない悪質ともいえる滞納者がいるのも事実であります。

今回の質問で私が提案したいのは、紀の川市に債権管理条例を制定してはということです。まずは、債権ごとの根拠条項の複雑さです。私債権には民法が適用されますし、その債権の性質、根拠となる法令がそれぞれ違います。また、相手側との契約の内容によって法律家により判断が違ったりします。債権を分類し、現場職員の理解を容易にするために一つの場所にまとめてはと思います。

次に、市として債権管理に取り組む姿勢、税などと違って強制徴収できない私債権を悪質な滞納者から徴収していくには、裁判所を利用することも考えられます。民事訴訟、少額訴訟、支払督促などの方法は幾つかあります。民事訴訟は弁護士費用などもかかりますし、少額訴訟は件数、金額に制限があります。比較的利用しやすいのは支払督促であると思います。しかし、これも相手側が異議を唱えれば通常裁判に移行します。いずれの方法でも総務部長が言われたように議会の議決が必要になってくると思います。

法的手段に出ることも必要ではないかと思えます。そうすることで時効の中断にもなります。また、公債権と違い、調査権のない私債権を徴収していくには情報の共有が必要です。一つひとつは少額でもまとめることができるなら、法的手段に出ることも可能かと思えます。

次に、いつまでもなくなる債権です。民法が適用される司法上の債権の時効の成立には相手側からの時効の援用が必要、総務部長も言われてましたが、つまり相手側からこれこれでは時効ですよと申し出てもらわなければ成立いたしません。相手が所在不明、死亡などの理由で時効の援用がされない場合、債権は半永久的に残ります。債権の帳簿の管理を聞いたのはこういうことからです。

時効期間が過ぎたらみなし消滅として不納欠損処理し、以後、調停には反映せず、会計上はなくなっていますが債権自体は残っています。また、債務者の生活の困窮、失踪により回収の見込みのない私債権も時効成立期限前から管理し続けなければなりません。解決方法は議会の議決を経て、権利を放棄することですが、市が抱える債権一つひとつを議決していくことは現実的ではありません。

以上のことなどから、債権の管理を適切にしていくために、昨今、各自治体で制定されつつあります債権管理条例を制定してはと思います。内容には生活困窮者に対する徴収停止や分割、免除なども視野において進めていきたいと思えますし、債権の放棄に関しては、国のみなし消滅の規則を拡大解釈し、運用してると思いますが、この際、地域主権の1つとしてみずからの手で決めてはどうでしょうか。総務部長、お答えをいただきたいと思えます。

また、紀の川市には市を横断的に組織する市税等滞納整理対策本部が設置されております。ここで検討していただけないでしょうか。対策本部長の田村副市長にお伺いします。

もし、条例を制定していただくことができるなら、職員の皆さんに債権に対する共通認識を持ってもらうための研修などを行っていただきたいと思えますし、また、先ほども言

わせていただいたように、議会承認が必要となってくる場面も多々出てくると思います。

水道に関しては、公営企業法が適用されるため議会議決は不要ですが、提訴や権利放棄の場面でタイムリーに議会が対応することは困難であると思います。そこで市長の専決処分事項の指定に、これらに対応できる条項を加えてはと思います。私からも議会運営委員会に諮ってもらえるよう、働きかけたいと思います。

保育料が強制徴収公債権であるなら、担当課によってきっちり滞納処分されるべきですし、水道料金は給水停止処分実施要綱を制定しているのですから、これを有効に使うなどして未収金の解消に努めてほしいと思います。

もっとも滞納を発生させないように、現年度に最大の努力をしていくのは必要ですし、当然であります。その上でなお残る債権に対して、市としてどうしていくか、ほとんどの住民、9割ほどの住民が苦しくても払っているのですから、その人たちに応えるためにも債権管理を適切に行っていただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 榎本議員の再質問の債権管理条例の制定についてお答えさせていただきます。

財政健全化と市民負担の公平性を観点に、各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理を行うため、市の全ての債権に関する事務処理について必要な事項を定めている債権管理条例を制定している市町村はふえつつございます。

本市では、平成18年4月に市民税のほか国民健康保険税、介護保険料、保育料、使用料及び貸付金について、全庁横断的な体制により滞納整理を進めるため、紀の川市税等滞納整理対策本部を設置しており、また平成20年には地方公会計プロジェクトチームの設置に関する要綱に基づき、特別プロジェクト班を設けまして、紀の川市の債権管理に対して調査研究を行い、本市の課題等につままして検討した経緯がございます。

厳しい財政状況下で、市税だけではなく全ての債権回収を効率的に行い、収納率を上げることは本市の課題であり、滞納債権への全庁的な取り組みは当然のことと考えてございます。先進地の債権管理条例は、強制徴収公債権も含める場合、あるいは私債権のみを対象とする場合など幾つかのタイプがございます。それぞれの市町村で十分検討した上で策定したものと思いますので、本市の債権管理上の課題、問題点を再度洗い出した上で、全体を通した検討が必要と考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（自席） 榎本議員から債権管理条例等のお話がありました。答弁の中で重複する部分があるかもわかりませんが、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど、各部から債権回収の状況等の答弁をいたしました。市税以外の債権の管理適正化については担当課で担当法令を適正に把握し、法令に基づいた債権管理を行うことが

原則であり、滞納の発生を未然に防ぐよう努めなければなりませんし、担当課によって管理にばらつきがあってはならないと考えてございます。

そういった中で、債権管理を行う上で私債権の場合、障壁になるのは榎本議員御指摘のように司法に委ねられなければならないということで、訴えの提起、和解には必ず議会議決が伴います。実際にタイムリーな回収ができないということで、また時効の経過後、債務者が行方不明にもかかわらず、いつまでも債権を管理しなければならないという事務上の非効率があるという点で、債権管理条例を策定する意義があらうかと思えます。

その上で、議員の御指摘の件につきまして先進市町村の債権管理条例や債権管理指針等の事例を参考にし、紀の川市市税滞納整理対策本部、もしくは特別プロジェクトチームの班の中で研究をさせていただきまして、まずは各債権ごとの管理マニュアルの作成に努め、そのマニュアルに沿って適正に債権管理のもと、収入未済金の縮減及び債権回収に努めてまいりたいと考えてございます。

しばらく時間をいただきまして、研究をさせていただきたいと思えますので、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございませんか。

〔榎本議員「なし」という〕

○議長（西川泰弘君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 当初、予定してました吉田議員の質問に関しましては、病氣療養中のため取り下げるといふ申し出がありましたので、本日は以上で一般質問を終わりたいと思えます。

それではお諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会し、あす6日午前9時30分より再開したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さんでした。

（延会 午前10時54分）